

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、この要領の定めによるもののほか、要綱で使用する用語の例による。

(川崎臨海部)

第3条 要綱第3条第1号に規定する区域は、別表のとおりとする。

(事務所、研究所、工場の範囲)

第4条 要綱第3条第5号から第7号までで定める事務所、研究所又は工場の範囲には、倉庫、会議室、ショールーム、休憩室、ロッカー室、食堂等、その主たる機能を補完するものを含める。ただし、補助対象経費として認めるものは、新設し、増設し、又は更新する事務所、研究所又は工場の主たる機能の床面積を超えないこととする。

(償却資産)

第5条 要綱第3条第9号に規定する償却資産は、建物附属設備又は機械及び装置に区分されるものをいう。

(対象事業)

第6条 要綱第4条第1項第1号に規定する30年以上操業している事業者には、法人等の合併又は分割等により地位を承継した場合も含む。

2 要綱第4条第2項第1号に規定する土地の売却については、企業集団に属する企業や関係会社等との間で取引等が行われた場合は、奨励対象事業としない。

(補助対象経費)

第7条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費から控除する費用は、次に定めるものとする。

- (1) 不特定多数の人を対象とする物品販売施設、アミューズメント施設、研修施設・社員寮・体育館・プール等の福利厚生施設等、生産・研究開発・事務所機能と直接関係のない土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用
- (2) 償却資産の申告の対象とならない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費）の取得等に要する費用
- (3) 駐車場機械装置等、製造工程を形成しない機械及び装置の取得に要する費用
- (4) 大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
- (5) 公共移管する道路用地等に係る費用
- (6) 引越に要する運送費等の費用
- (7) 土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等
- (8) 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）
- (9) 企業集団に属する企業や関係会社等との間で取引等が行われた土地又は家屋等の取得に要する費用

(設備投資等に着手する日)

第8条 要綱第9条第2項に規定する設備投資等に着手する日（以下「着手日」という。）とは、補助対象事業のうち、土地、家屋の売買契約又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日のうち、最も早い日とする。

(補助対象事業の完了期限)

第9条 要綱第9条第4項に規定する期間は、着手日から5年を経過する日までの期間とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。なお、補助対象事業の完了とは、本事業における工事が全て完了し、操業を開始したことをいう。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区域	町丁目
川崎臨海部	<p style="text-align: center;">（神奈川県川崎市川崎区）</p> 港町、鈴木町、中瀬1丁目～3丁目、大師河原1丁目～2丁目、殿町1丁目～3丁目、江川1丁目～2丁目、小島町、田町1丁目～3丁目、日ノ出1丁目～2丁目、四谷下町、池上新町3丁目、塩浜1丁目～4丁目、夜光1丁目～3丁目、浮島町、千鳥町、水江町、扇町、池上町、浅野町、南渡田町、田辺新田、白石町、大川町、東扇島、扇島、小田栄2丁目、小田7丁目、鋼管通4～5丁目